

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 名簿管理細則

第1条(目的)

本会は、本会会員の個人情報を記載した名簿(以下、「会員名簿」とする。)を作成・管理する。

本会が会員の個人情報を取り扱うに当たっては、本会の目的に沿った利用に限るものとし、その利用においては、本会個人情報保護方針を遵守するものとする。

第2条(会員名簿)

会員名簿には、会員の氏名、性別、卒業年度、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号等の各項目を設ける。

第3条(名簿管理者)

1 会員名簿の管理は、総務委員会(以下「名簿管理者」とする。)が行う。

名簿管理者以外の会員等が名簿記載情報を閲覧するには、第6条で規定する名簿記載情報提供請求手続きによらなければならない。

2 本会同窓会委員会細則に規定される各委員会においては、総務委員会の承認の上本会活動の目的にのみ電子媒体による会員名簿の利用ができるものとする。但し、会員名簿を利用する委員会は、本細則第3条に定める名簿管理者に準ずるものとし、本細則の遵守に努めなければならない。

第4条(名簿管理者の責務)

1 名簿管理者は、名簿記載情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 名簿管理者は、その取り扱う名簿記載情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の名簿記載情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第5条(名簿記載情報の外部提供の禁止)

名簿管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、名簿記載情報を第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 次条に定める会員による名簿記載情報提供請求があり、提供が相当と認められたとき

四 母校による名簿記載情報提供請求があり、提供が相当と認められたとき

第6条(名簿記載情報提供請求)

1 名簿記載情報の提供を請求する会員及び母校は、所定の申請用紙にて、次に掲げる事項を明らかにし、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し)を添えた上で、事務局に電子メール又は書面の方法で請求することとする。

- 一 名簿記載情報の提供を請求する会員の氏名・卒業年度
- 二 提供を請求する情報の種別及び項目
- 三 提供を受ける情報の利用目的及び利用方法

2 前項の請求があったときは、名簿管理者は、情報の提供の可否を決定するとともに、提供を相当と認めるときは請求にかかる情報を、相当でないと認めるときはその理由を、請求者に対して開示するものとする。

3 前2項の手続きにより名簿情報の提供を受けた会員及び母校は、情報の漏えいの防止、安全管理のために適切な措置を講じなければならない。

4 対象となる名簿は原則として書面による提供とする。但し、電子媒体での提供を希望する場合は常務理事会の承認を得た場合においてのみとする。

第7条(本人による開示請求)

1 会員は、事務局に対し、自らの名簿記載情報の開示を求めることができる。

2 前項の請求があったときは、名簿管理者は、請求者に対し、遅滞なく、当該会員の名簿記載情報を開示しなければならない。

3 前2項の開示請求の方法、開示の方法は、前条の方法によることとする。

第8条(訂正等)

名簿管理者は、会員から、当該会員の名簿記載情報の内容が事実でないという理由によって名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を行わなければならない。

附則

本細則は平成26年11月1日より施行する。